

マタニティマークストラップと手提げ袋（広告付き物品）の市への提供に係る企画提案審査要領

1 目的

この要領は、マタニティマークストラップと手提げ袋（広告付き物品）の市への提供について応募を受けた企画提案のうち、最優秀提案の選定に関する必要な事項を定める。

2 提案に対する審査

別に定める千葉市健康支援課プロポーザル方式による業者選定委員会（以下、「委員会」という。）は、協働事業候補者から提出された企画提案書の書面審査および広告付き物品について、第3項に定める審査基準に基づき審査し、最も優れた企画提案を出した者を選定し、協働事業者として決定する。

3 審査基準

審査基準は次の表のとおりとする。

評価項目	配点	着目点
1 事業者の適性	20	(A)事業内容 (B)官民協同事業による物品等作成実績 (C)地域への密着性 (D)広告主を確保する見込み
2 マタニティマークストラップについて	15	(E)大きさ 妊婦が身につけやすく、かつ、周囲の人から注目されやすい大きさとなっているか。 (F)安全性 妊婦本人若しくは他の人への安全性に配慮しているか。 (G)耐久性 通常に使用し、概ね1年程度、使用できるものとなっているか。
3 手提げ袋について	20	(H)安全性 妊婦本人若しくは他の人への安全性に配慮しているか。 (I)大きさ 母子健康手帳の副読本等(A4版厚さ2cm程度)を入れるのに適切な大きさであるか。 (J)耐久性 母子健康手帳の副読本(重さ1kg程度)を持ち帰るのに十分な強度があるか。 (K)デザイン 使用時に、周囲の人に妊婦であることを気づかせるための配慮やマタニティマークの掲示があるか。
4 広告物について	20	(L)子育てに関連するものとなっているか。 (M)妊婦が不快に感じるものはないか。 (N)妊婦が持ち帰る際に負担とならない重量であるか。 (O)広告を行政サービスと混同しないような工夫があるか。

4 審査方法

- (1) 委員全員が、第3項の審査基準に基づいて5段階で審査・採点し、点数を算出する。
- (2) 各委員が算出した点数を平均した値（小数点以下第2位を四捨五入、以下「評価点

数」という。)が最も高い提案を最優秀提案とする。ただし、評価点数は37.5点以上でなければならない。

(3) 協働事業候補者が1社の場合は、評価点数が37.5点以上のとき、協働事業者として選定する。

5 梯 則

この要領に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は選定委員会が協議の上、定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 マタニティマークストラップと手提げ袋の調達事業に係る企画提案事業者の選考審査実施要領(平成26年8月1日施行)は、廃止する。